

規制・制度改革に係る方針

〔平成 23 年 4 月 8 日
閣 議 決 定〕

行政刷新会議の下の「規制・制度改革に関する分科会」において、規制・制度改革について検討を行い、平成 23 年 1 月 26 日に「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」（以下「分科会中間とりまとめ」という。）を取りまとめた。また、行政刷新会議において、同年 3 月 6 日及び 7 日に規制仕分けを実施した。

分科会中間とりまとめや規制仕分けの評価結果も踏まえ、政府内の調整を行っていたところであるが、現時点で調整が終了している事項について、別紙のとおり、「規制・制度改革に係る方針」を定める。

現時点で調整が終了していない事項については、今後調整を行い、別途閣議決定を行うこととする。